

(就労移行支援・就労継続支援の指定申請について)

1. はじめに

指定障害福祉サービス事業を提供する事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項の規定に基づき、都知事の指定を受ける必要があります。（なお、平成27年4月1日付で八王子市が中核市に移行することに伴い、同日より後に新たに八王子市内で指定障害福祉サービス事業所を立ち上げる場合には、八王子市長の指定を受ける必要があります。）

指定を受けるには、障害者総合支援法及び同法に基づく基準を満たす必要があるとともに、同法以外の労働基準法、建築基準法、消防法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の関連法令の遵守も必要です。指定を受けることにより、支給決定を受けた障害者へサービスを提供した場合に、報酬基準に基づいた自立支援給付費の支給を受けることができます。

2. 指定の要件について

指定を受けるための要件は障害者総合支援法第36条に基づき、概ね以下の通りです。

- ① 法人格を有すること（※）…第3項第1号
- ② 事業所又は施設の指定基準を満たすこと…第3項第3号
- ③ 適正な運営が見込めること…第3項第2号、第3号

※ 就労継続支援A型事業を行う法人で、社会福祉法人以外の者が運営する場合には、専ら社会福祉事業を行うものでなければなりません。

※ 障害者総合支援法第36条（指定障害福祉サービス事業者の指定）については、P10に詳細を掲載しておりますので、参照してください。

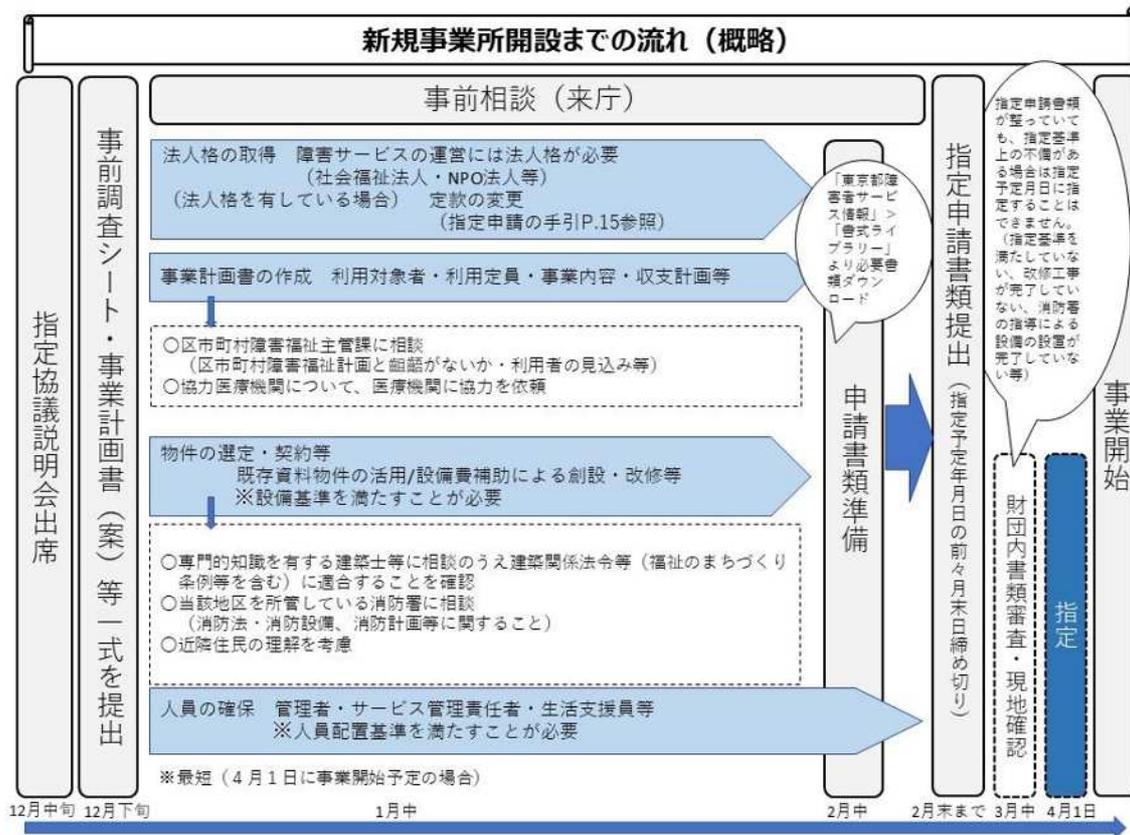
3. 指定申請のスケジュール

新規指定を受けるためには、申請書類提出の前に上記2. ②③等を確認するための指定協議（来庁による指定相談）が必要です。なお、指定協議を開始するためには、まず指定協議説明会への出席が要件となります。また、申請書類は指定日の前々月の末日までに提出する必要があります。（説明会出席から指定まで、最短で4か月を要します。）たとえば、4月1日指定の場合、12月の説明会出席後、説明会で指定する提出日までに必要書類を提出、1月から指定相談を開始し1月末までに事業計画書を完成し、2月末日までに不備なく指定申請書類を提出し、3月中の現地確認を経て、基準を満たしていることが確認できれば、4月1日指定とします。

なお、次頁の図のとおり、指定申請をする前の準備として、法人格の取得や指定協議事前調査シート・事業計画書（案）等の提出が必要になりますので、ご注意ください。



【就労移行支援・就労継続支援の指定申請について】



※個人事業主の方や、法人格取得の時期が不明確な法人の指定相談については、お受けできません。
 なお、法人格を取得手続き中の法人におかれましては、事業計画の送付前に、あらかじめご相談をお願いします。

※「東京都障害者サービス情報」は下記の URL からご参照ください。
<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

- ◆ 指定協議説明会について
 指定相談を開始するためには、「指定協議説明会」（年6回程度の開催）への出席（事業所の管理者）が必要です。申込方法等、説明会の詳細については、上記「東京都障害者サービス情報」にてご案内しています。
- ◆ 指定協議事前調査シート・事業計画書（案）の提出について
 説明会出席後、説明会で指定する提出日までに「①指定協議事前調査シート」「②事業計画書（案）」「③事業計画書に添付する各種別紙資料一式」「④事業計画作成に当たってのチェックリスト」の提出をお願いいたします。提出方法、様式等は「指定協議説明会」にてご案内しています。
- ◆ 指定相談について
 指定申請書類の提出前に必ず「指定相談」（来庁による事前相談）を行います。（複数回の来庁を見込んでください。事前予約制となります。P9 記載の所管部署に電話でご連絡をお願いいたします。）

《指定相談を行う前に》

- ◎ 実施地区（区市町村）の障害福祉主管課へ新規立ち上げのご相談をお願いいたします。
 →各区市町村で策定している「障害福祉計画」との兼ね合いや、実施地区における利用者のニーズ等を確認し、所定の様式で議事録を作成してください。

【就労移行支援・就労継続支援の指定申請について】

- ◎ 物件の見通しが立っている場合には、専門的知識を有する建築士等に相談のうえ建築関係法令等（福祉のまちづくり条例等を含む）に適合することを確認してください。
→「障害福祉サービス」を実施する場合、事業所面積によっては建築基準法上の「用途変更」の手続きが必要になる場合があります。「用途変更」をする場合、「バリアフリー条例」が適用され、だれでもトイレ等の設置が必要になることがあります。
- ◎ また、物件について、消防署にも平面図を持参のうえ、消防法令等に適合したものかを確認してください。
→物件によっては、スプリンクラーや自動火災報知機等の設置が必要になる場合があります。
- ◎ 事業内容によっては、保健所の許可や確認が必要な場合があります。適宜、関係機関へご相談をお願いいたします。（例：給食の提供、食品の製造販売、食事の提供をする場合等）

【注意事項】

物件については、契約後に設備要件の不備が判明する等の事態を未然に防ぐため、できるかぎり契約前にご相談ください。改修工事の場合も同様に、着工前のご相談をお勧めします。なお、指定に関する図面の確認は指定協議説明会参加後事業計画書（案）を提出してからでなければ具体的な図面の確認は対応しかねます。

《第1回目の指定相談にお持ちいただきたいもの（事前送付要）》

- ・①指定協議事前調査シート②事業計画書（案）③事業計画書に添付する各種別紙資料一式④事業計画作成に当たってのチェックリスト
→福祉保健財団に提出済みの資料をご用意ください。
- ・平面図（目途が立っている場合）
→設備基準を満たしている物件かどうか確認します。
面積や用途のわかる平面図をご用意ください。
- ・各関係機関と相談議事録
→上記記載の関係機関との相談内容を確認します。
- ・職員の勤務体制一覧表・職員の経歴書
→第1回目の指定相談の時点で職員が決まっていれば、職員の勤務体制、管理者及びサービス管理責任者の経歴（実務経験）がわかる書類をご用意ください。

《指定相談の内容》

指定相談では、持参いただく①指定協議事前調査シート②事業計画書（案）③事業計画書に添付する各種別紙資料一式④事業計画作成に当たってのチェックリストに基づいて、事業内容の説明をしていただきます。**なお、指定相談及び後述する現地確認時には、指定協議説明会に出席された管理者による対応を必ずお願いいたします。**

- ◆ 指定申請書類について
「東京都障害者サービス情報」→「書式ライブラリー」→「A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等」よりサービス種別ごとにダウンロードして作成してください。
※「東京都障害者サービス情報」は下記 URL からご参照ください。
<https://www.shougaiukushi.metro.tokyo.lg.jp/>
- ◆ 受理及び審査について
申請書類は正副2部作成し、正本は都に提出、副本は事業所で保管してください。申請書

【就労移行支援・就労継続支援の指定申請について】

に不備があった場合には、再度提出をお願いする場合があります。

また、申請書類の提出後は、原則差し替えは認められません。差し替え事由が生じた場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。差し替えの時期と内容によっては、指定が延期になる場合があります。

◆ 現地確認について

指定前（概ね指定前月の中旬以降）に現地確認を行います。現地確認日までに、改修工事や机等の備品の納入も完了させ、利用者の受入れに際して必要な体制の確保を行ってください。なお、現地確認により、指定基準等を満たしていないことが判明した場合、内容によっては予定していた日に指定が出来ないこともありますので、ご注意ください。

◆ 指定

審査の結果、基準を満たしている事業所は、各月の1日付で指定します。指定通知書を事業所所在地に発送します。指定通知書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

◆ 指定後における留意事項

◎ 変更届について

申請の内容から変更が生じた場合には、変更後10日以内（加算に関する変更届は算定月の前月の15日まで）に変更届出書をご提出ください。（変更届出が必要な事項については、「東京都障害者サービス情報」→「書式ライブラリー」→「A【日中系サービス・障害者支援施設】指定申請書・変更届等」よりご確認ください。）

変更内容が「事業所（施設）の所在地」「従たる事業所・出張所の追加」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」「事業所（施設）の管理者（施設長）の氏名及び住所」「事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所」「定員変更」の場合には、事前に福祉保健財団の担当部署にご相談ください。

◎ 集団指導及び実地検査にご協力ください

指定後には、法令順守と事業者の育成を目指して、集団指導及び実地検査（障害者総合支援法第11条及び第48条に基づく実地検査）を行っています。

集団指導は、法令・基準等の周知、過去の指導検査における指摘事項や、その他必要な事項等についての説明を、講習形式で行うものです。

実地検査は、事業所に出向き、関係する帳簿や書類を確認するものです。

なお、集団指導・実地検査は指導監査部及び就労支援担当部署が行っています。

◎ 各種調査にご協力ください

実績調査等の調査依頼がありましたら、ご協力をお願いいたします。

◎ メールについて

東京都からのお知らせはメールでお送りしています。報酬・加算等の重要な通知も含まれるため、メールは頻繁に確認してください。

また、メールアドレスの変更があった場合は速やかに以下申請フォームにて更新の申請を行ってください。

<https://www.shinsei.elg->

[front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1708319614871&opMode](https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1708319614871&opMode)

【就労移行支援・就労継続支援の指定申請について】

- 就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援の指定申請について
→公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室 就労担当
電話（03）6302-0308

- 生活介護、施設入所支援、自立訓練（生活訓練・機能訓練）の指定申請について
→公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室 施設担当
電話（03）6302-0313